

# 屋外広告業者 の責務

屋外広告業者には、広告物掲出に関する法令を遵守する責務があります。  
看板オーナーさんは、施工方法や規制を意識していないかもしれません。



**看板設置のコンプライアンス（法令遵守）のカギを握るのは、屋外広告業者なのです！**

看板落下事故を防ぐために..

## 広告物設置者と管理者には、管理義務があります！

許可が不要な広告物（小規模な自家用広告物等）でも管理義務はかかります。  
ひとたび事故が起こった場合、**設置者のみならず施工者・管理者も責任を問われる**ことがあります。  
長年積み重ねてきた信頼を一瞬で失うことになるかもしれないのです。

### 屋外広告物条例

第5条 公衆に対し危害を及ぼすおそれのある広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

第12条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。

### 責務 1

#### オーナーさんに維持管理の重要性をアピールしましょう

管理義務があるといっても、オーナーさんはコストを気にするかもしれません。  
しかし事故が起これば会社やお店の信用を落とし、さらに巨額の賠償責任を負うかもしれないのです。  
早期発見・早期対応が、長い目でみればコストカットにつながることを説明しましょう。  
新設の際に耐久性の高いものや後の点検が楽なものにするのも有効です。



### 責務 2

#### 手がけた物件は、適切な時期に必要なメンテナンスをアドバイス

看板は、雨や強い日差し、潮風などにさらされているので、設置環境によって耐用年数は変わります。  
見えない部分で腐食がすすんでいることも多く、目視点検だけでは足りないこともあります。  
看板設置後もオーナーさんをフォローして、適切な時期に必要なメンテナンスを提案しましょう。



### どうすればいいの？

「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」を活用してください  
看板オーナーさんが日常的にチェックできる項目などが載っています  
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2n/cnt/f692/p1217271.html>

広告物の掲出にはルールがあります

## 地域の規制を守って看板を設置しましょう！

看板は、許可が必要なものと必要ないものがあり、**掲出できる場所・大きさ等のルールがあります**。  
屋外広告物条例で地域にあわせて規定されているため、掲出地域によって規制内容は異なります。  
併せて道路占用許可・工作物確認・景観条例等の関係規定も守らなければなりません。

### 責務 3

#### 掲出地域の屋外広告物条例&関係法令を守った看板にしましょう

オーナーさんは掲出地域の広告物規制の内容を認識していないかもしれません。  
規制があることを説明し、基準に合う場所・大きさ・色にすること、  
許可が必要な看板は必ず許可申請をすることをオーナーさんに周知してください。



### どうすればいいの？

屋外広告物規制について不明な点は許可申請窓口にお問い合わせください

# 屋外広告物 許可申請窓口

平成30年4月1日現在

神奈川県屋外広告物条例が適用される区域				
表示等の場所	許可窓口	所在地	電話	
三浦市	横須賀土木事務所	横須賀市公郷町1の56の5	(046)853-8800(代)	
伊勢原市 大磯町 二宮町	神奈川県 平塚土木事務所	平塚市西八幡1の3の1	(0463)22-2711(代)	
寒川町		藤沢土木事務所	藤沢市鶴沼石上2の7の1	(0466)26-2111(代)
座間市		厚木土木事務所東部センター	綾瀬市寺尾本町1の11の3	(0467)79-2865
大井町 松田町		県西土木事務所	足柄上郡開成町吉田島2489の2	(0465)83-5111(代)
箱根町		県西土木事務所小田原土木センター	小田原市東町5の2の58	(0465)34-4141(代)
鎌倉市		鎌倉市 都市景観課	鎌倉市御成町18の10	(0467)23-3000(代)
逗子市	逗子市 まちづくり景観課	逗子市逗子5の2の16	(046)873-1111(代)	
厚木市	厚木市 都市計画課	厚木市中町3の17の17	(046)225-2401	
海老名市	海老名市 都市計画課	海老名市勝瀬175の1	(046)235-9391	
南足柄市	南足柄市 都市計画課	南足柄市関本440	(0465)73-8026	
綾瀬市	綾瀬市 都市計画課	綾瀬市早川550	(0467)77-1111(代)	
葉山町	葉山町 都市計画課	三浦郡葉山町堀内2135	(046)876-1111(代)	
中井町	中井町 まち整備課	足柄上郡中井町比奈窪56	(0465)81-3901	
山北町	山北町 都市整備課	足柄上郡山北町山北1301の4	(0465)75-3647	
開成町	開成町 街づくり推進課	足柄上郡開成町延沢773	(0465)83-2331(代)	
真鶴町	真鶴町 まちづくり課	足柄下郡真鶴町岩244の1	(0465)68-1131(代)	
湯河原町	湯河原町 まちづくり課	足柄下郡湯河原町中央2の2の1	(0465)63-2111(代)	
愛川町	愛川町 都市施設課	愛甲郡愛川町角田251の1	(046)285-2111(代)	
清川村	清川村 まちづくり課	愛甲郡清川村煤ヶ谷2216	(046)288-3862	

それぞれの市の屋外広告物条例が適用される区域			
表示等の場所	許可窓口	所在地	電話
横浜市	横浜市 景観調整課	横浜市中区港町1の1	(045)671-2648
川崎市	川崎市 路政課	川崎市川崎区駅前本町12の1 川崎駅前ターミナルビル17階	(044)200-2814
相模原市	相模原市 建築・住まい政策課	相模原市中央区中央2の11の15	(042)769-9252
横須賀市	横須賀市 まちなみ景観課	横須賀市小川町11	(046)822-8127
平塚市	平塚市 まちづくり政策課	平塚市浅間町9の1	(0463)21-8781
藤沢市	藤沢市 街なみ景観課	藤沢市朝日町1の1	(0466)25-1111(代)
小田原市	小田原市 まちづくり交通課	小田原市荻窪300	(0465)33-1593
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市 景観みどり課	茅ヶ崎市茅ヶ崎1の1の1	(0467)82-1111(代)
秦野市	秦野市 開発建築指導課	秦野市桜町1の3の2	(0463)82-5111(代)
大和市	大和市 街づくり推進課	大和市下鶴間1の1の1	(046)260-5483

広告物による事故を防止し、良好な景観を形成するため  
皆様のご協力をお願いします



©神奈川県  
かなかなぞく

神奈川県

県土整備局都市部都市整備課景観まちづくりグループ  
横浜市中区日本大通1 電話(045)210-6209(直通)